

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年5月12日（平成29年（行情）諮問第179号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行情）答申第506号）

事件名：特定の国連特別報告者と外務省関係者の会談記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年4月12日～19日に訪日した国連特別報告者デビッド・ケイ氏と外務省関係者の会談記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月7日付け情報公開第02487号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 安倍総理が、先日アメリカを訪問した。その時、アーリントン墓地で献花を行い、君が代が流れたと。驚いた。こんな映像、全く見たことが無いからである。全メディアが、これを隠蔽した。

イ 平成28年4月、デビッド・ケイ氏が国連特別報告者として、外務省が招致した。その折、いろんな議員やNGOや、ジャーナリストの方々から、意見を聞かれ、それを国連に報告したと聞いた。

ウ 今回、情報開示請求して、デビッド・ケイ氏と会談をもった方々の日程を開示してほしいとお願いすると、議員と外務省関係者の欄は公開していたが、NGOとジャーナリストの欄は真っ黒にべた塗りをして、何も分からない。

エ 国民は誰もデビッド・ケイ氏に意見を述べることはできなかった。これは、むしろ外務省が選んだ人達と会談の日程を組んだと思われる。私達、国民は国民の代表者が誰なのか、知る権利がある。そして、外務省は公の機関であり、これを隠蔽することなく堂々と、国民に公開する義務がある。この代表に選ばれた方々は、国民の代表になる事

を、納得して臨んだはずである。何も、隠す必要はないはずである。外務省は、国民に何か、隠さなければならないような事情があるのか。これは、外務省の責任において、きちんと情報開示して欲しい。

(2) 意見書 1

ア 先日、国会議員にとってもらった情報によると、外務省人権人道課は、ジャーナリスト、NGOとの面談は、一切関わらず、詳細は不明と。驚いた、こんないい加減な省庁があるとは……。そこに書かれていたのは、国連人権高等弁務官事務所が直接アレンジしたと。それで、この出先機関に電話してみた。この件には、一切関わっていない、会見の案内程度しかやっていないと。そして、スイスのジュネーブに、事務所があるので、メールアドレスを教えると。また、驚いた。スイスのジュネーブから、誰が、どのような人選して、このデビッド・ケイと面談させたのか。全部、マッチポンプである。皆、国連主導で行われている。

イ 是非、国連のこの人物が誰で、誰を選んだのか、調べてみようと思っている。国連と外務省、NGOは深いつながりがあり、今回、ケナタッチという国連から来たという人が、共謀罪を審議し直すように、安倍総理に通告した。しかし、国連事務総長に、それは国連の意思ではないと否定され。怖い。勝手に国連の名を借りて、日本に勧告してくるのだから。国内、共謀罪に反対している方々の誘導であろう。

ウ 外務省は、この、国連人権高等弁務官事務所に、誰がどのようなジャーナリストとNGOを面談させたか、きちんと報告させるべきである。国会で議員にやってもらうしか手立てがないのでは困る。それと、国内政府関係者の名簿も公開すべきである。皇室会議も有識者の名簿は公開されている。どうして公開できないのか、納得いかない。外務省が、どのような人から、意見を集めたのか、国民は、是非知りたいから。今回の件は、国内政府関係者名簿全ての公開に切り変える。名前だけで構わない。この中に、個人情報保護委員会事務局も入っていて驚いた。これは、分かると思うが。

※ 添付資料省略

(3) 意見書 2

ア 審査請求人がこの情報開示請求を外務省に出したのは平成28年12月である（デビッド・ケイ氏による、日本に報道の自由がない。）。もう二年が過ぎてしまい、全く意味が変わってしまった。デビッド・ケイ氏が日本を訪れ、各界の人と会い、面談を行ったことで、その報告と勧告が国連から出るというので、多くの人が心を痛め、そして心配した。なぜなら、国内に、この国連を利用して、勧告を出させる勢力がいるからである。

- イ 審査請求人は外務省に請求を出し、何ヶ月も放りっぱなしにされ、「早く出してくれ。」と催促して、出てきたものは黒塗りで何も分からず、国会議員に相談してとってもらった。そしていくらか分かり、後、この件に関しては国連高等弁務官事務所が直接オファーしたことが分かった。外務省の出先機関である（原文ママ）。この人達は日本のNGOを使って、このNGOに意見を言わせて国連に報告している（黒塗りの部分）。いつもこの外務省とNGOは手を結んで、国連から日本叩きをやる。
- ウ 日本の野党がだらしなく、国連が野党で、これは日本人に非常に効果があるからである。
- エ この外務省の面談内容に、どのNGOと面談、あるいはジャーナリストとしたのか、出してもらいたいと思っている。
- オ 既に平成29年8月、デビッド・ケイ氏は国連から日本叩きをした。
- カ しかし、日本人はたくさん情報が持てるようになり、そんなに動揺しなかった。
- キ クマラスワミの慰安婦問題ほどは効果は出せなかったようである（いまだに問題が終わらず、世界中に慰安婦像が建てられている。）
- ク 本当にこの国は変である。国内から問題を国連に報告して、バッシングする構造である。
- ケ これをやめさせないと、日本は崩壊する。
- コ 外務省も総務省も日本を崩壊させる手助けをやっているのだろうか（一部そのような勢力がいる。）
- サ きちんと出して欲しい。もう二年も経過して、やったと嘘までつかれて、審査請求人はだまされていた。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

外務省は、審査請求人が平成28年12月2日付けで行った開示請求「平成28年4月12日～19日に訪日した国連特別報告者デビッド・ケイ氏（以下「特別報告者」という。）と外務省関係者の会談記録」に対し、法10条2項による延長を行った後、対象文書3文書を特定し、いずれも部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、平成29年2月21日付けで、一部開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる別紙の3文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書1ないし文書3（総番号，発受信時刻，パターンコード，配布先一覧）については，現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり，公にすることにより，電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ，及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条3号及び6号に該当し，不開示とした。

イ 文書1（2枚目3行目及び4行目），文書2（2枚目3行目及び4行目），文書3（2枚目4行目及び5行目）については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため，法5条1号に該当し，公表慣行のあるものを除き，不開示とした。

ウ 文書1ないし文書3（上記（1）及び（2）以外の不開示部分）については，特別報告者と我が国政府関係者との間の協議の内容に関する情報及び協議の内容を示唆する情報であるところ，2008年8月付の国連人権高等弁務官事務所の規定（Manual of Operations of the Special Procedures of the Human Rights Council）第37項に基づき，特別報告者と報告対象国政府とのやりとり等については特別報告者から関連の報告書が提出されるまで非公開とすることになっており，当該情報を公にすることにより，国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は，原処分に対し，外務省は特別報告者を訪日招待し，関係者（NGO・ジャーナリスト等）との会談を手配したと思われるが，公の機関において，個人情報の保護はあり得ず，国民の代表とみなされる当該関係者が誰であるのか情報を公開すべきである旨主張している。しかしながら，公の機関において個人情報の保護はあり得ないとの主張が失当であることはさておくとして，外務省が文書1ないし文書3において法5条1号に該当するとして不開示とした部分は，特別報告者が帯同したスタッフに係る個人情報であり，これらは何れも公表慣行があるとは判断できないことから不開示としたものであり，審査請求人の主張には理由がない。

イ また，審査請求人は，特別報告者を外務省が招致したとしつつ，同人とNGO及びジャーナリストとの会談について，「外務省が選んだ人達との会談の日程を組んだと思われ」る旨主張するが，平成28年12月9日に外務省担当職員が審査請求人に架電し，同人の訪日は日本政府による招待ではない旨，同人とNGOとの対話については外務省は手配を行っていない旨及び当外務省以外の省庁その他関係機関で

の会談記録については入手していない旨を説明の上、本件開示請求の件名を「平成28年4月12日～19日に訪日した国連特別報告者デビッド・ケイ氏と外務省関係者の会談記録」とすることで合意した経緯があり（諮問庁にて当該やりとりの記録作成）、外務省は右合意に基づき対象文書を特定した上で、上記3のとおり法5条各号に照らして適切に不開示箇所を判断したものである。文書3の4枚目は特別報告者の訪日日程表であるが、当該部分についても上記3（3）の不開示理由に該当するため不開示としたものであり、右決定は妥当なものである。

（5）結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

- （1）文書3の4枚目の不開示部分のうち、4月12日午後の1つ目及び2つ目、4月13日午後、4月14日午後の3つ目、4月15日午後の1つ目並びに4月19日午前の各行事の面談先名称及び面談場所については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。
- （2）電信システムの内部の処理・管理に係る情報であるとして不開示とした、文書1ないし文書3（総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧）のうち、「配布先一覧」はいずれの文書にも含まれていないため、不開示とした部分から削除する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年5月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 平成30年1月29日 | 審議 |
| ⑤ | 同年2月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月16日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月23日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同年3月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書のうち、上記第3の2（1）に掲げる部分は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとして

いることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

文書1（2枚目3行目及び4行目）、文書2（2枚目3行目及び4行目）及び文書3（2枚目4行目及び5行目）の不開示部分には、特別報告者が訪日して外務省関係者と会談した際に同席した特定個人の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 外務省の電信システムに関する情報について

文書1ないし文書3は、外務省と各在外公館の間でやり取りされた電報であり、当該文書においては総番号、発受信時刻及びパターンコードが、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報として、不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 特別報告者と外務省関係者との協議の内容等について

文書1ないし文書3の不開示部分（上記（1）及び（2）の該当部分を除く。）には、特別報告者と外務省関係者との協議の内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、外務省関係者と特別報告者との協議の詳細な内容等が明らかとなり、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開

示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

文書1 秋葉総政局長とデビッド・ケイ「表現の自由」国連特別報告者との意見交換

文書2 デビッド・ケイ「表現の自由」国連特別報告者による木原外務副大臣表敬

文書3 「表現の自由」特別報告者（水嶋審議官への記者会見前ブリーフ）